

天童市立中学校における部活動の在り方に関する方針

平成31年3月
(改定 令和元年8月)

天童市教育委員会

目 次

| | |
|---------------------------------|---|
| 目 次 | 2 |
| 天童市における本方針策定の趣旨 | 2 |
| 1 適切な運営のための体制整備 | 2 |
| (1) 部活動方針の策定等 | 2 |
| (2) 指導・運営の係る体制の構築 | 2 |
| 2 適切な部活動の運営 | 3 |
| (1) 活動に関する基準 | 4 |
| ① 一日の活動時間 | 4 |
| ② 学期中の始業前練習 | 4 |
| ③ 学期中の休養日の設定 | 4 |
| ④ 長期休業中の休養日の設定 | 4 |
| ⑤ その他の場合の活動について | 4 |
| ⑥ 活動の停止 | 5 |
| (2) 学校管理課外での活動 | 5 |
| ① 学校外での活動 | 5 |
| ② 保護者会主催の活動 | 5 |
| ③ 部活動と同じ内容の学校管理課外の活動(外部スポーツクラブ) | 5 |
| 3 部活動における事故防止について | 6 |
| (1) 活動場所の安全確保と健康状態の把握 | 6 |
| (2) 活動中に配慮すべき事項 | 6 |
| 4 部活動の設置と大会への参加 | 7 |
| (1) 部活動の設置 | 7 |
| (2) 合同部活動に関する考え方 | 7 |
| (3) 生徒の引率 | 7 |
| (4) 地域との連携 | 7 |
| (5) 大会参加等の見直し | 8 |

天童市における本方針策定の趣旨

本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁策定）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁策定）、「山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編」（平成30年12月 山形県教育委員会策定）、及び「山形県における文化部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編」（令和元年7月 山形県教育委員会策定）に則り、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。なお、本市では生徒のバランスのとれた生活への配慮と教員の負担軽減の視点から、運動部・文化部の区別なく、部活動全般についての方針を示すものとする。

- ◆生徒がスポーツや文化活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ◆生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- ◆学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

(学校の方針の作成)

- ・ 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。
- ・ 部活動顧問（以下「顧問」という。）は、活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。

(学校の方針の公表)

- ・ 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

(適正な数の部活動と顧問の決定)

- ・ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ・ 校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

(活動計画、活動実績の確認)

- ・ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握

し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

(部活動運営委員会の設置と保護者等との情報の連携)

- ・ 校長は、部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会を設置し、各部の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。なお、部活動運営委員会は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ関係者をはじめ、スポーツや文化及び科学等にわたる外部指導者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。
- ・ 校長は、部活動の運営には保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。また、各部の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

(部活動指導員の配置・研修)

- ・ 天童市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し学校に配置する。
なお、部活動指導員は、学校教育について理解し、適切な指導が行える者を任用し配置する。
- ・ 天童市教育委員会は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けとその教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導のあり方、安全の確保や事故発生後の適切な対応、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し研修を行う。

(働き方改革)

- ・ 天童市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ・ 校長は、働き方改革の方針に基づき、教員の負担軽減に努めるとともに、その健康状態を常に把握し部活動の指導が過度の負担とならないよう留意する。

(部活動指導における暴力・体罰・セクハラの本絶)

- ・ 顧問及び外部指導者等の部活動指導にあたる者は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラは人間の尊厳を否定するものであり、スポーツ、文化・芸術の価値を著しく損なうもので、本絶すべきものであることを理解し適切に指導に当たる。
- ・ 校長は、部活動の指導において体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を学校全体で共有し、それらを行わないようにするための取組を行う。

2 適切な部活動の運営

- ・ 天童市教育委員会は、適切な部活動運営が行われるよう、下記の通り基準を設定するとともに、各中学校における部活動運営が適切に行われるよう適宜支援する。
- ・ 天童市教育委員会は、本方針を各競技団体及び外部のスポーツクラブに対し、理解と協力を要請する。
- ・ 校長は、1（1）に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、下記の基準を踏まえるとともに、本方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。
- ・ 各学校の部活動運営については、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

(1) 活動時間に関する規準

学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう部活動を計画する。「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されていることを踏まえ、以下を基準として遵守する。

① 1日の活動時間

- ・ 長くとも、平日は2時間程度、学校の休業日（土曜日及び日曜日、休日、長期休業日）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。（以下「土曜日及び日曜日」を「週休日」という）
- ・ 上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・コンクール・コンテスト・発表会・合宿等（以下「大会等」という）や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等については上記活動時間を適用しなくても良いが、大会等を計画する際には、スポーツ医・科学の見地や教員の負担軽減、学校単位で参加する大会の見直し等（後記）を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な負担とならないようにする。

② 学期中の始業前練習

- ・ 始業前練習については禁止とする。

③ 学期中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上（平日1日以上、週休日1日以上）を休養日として設定する。
- ・ 連休中は、連休となる日数の3分の1以上の日数を休養日として設定する。

④ 長期休業中の休養日の設定

- ・ 週当たり2日以上（原則として週休日）を休養日として設定する。大会等に参加する場合は、平日の別日を休養日として設定する。
- ・ 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ・ ある程度長期の休養期間後に部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を

考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、怪我の防止に努める。

⑤ その他の場合の活動について

休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。

(定期試験前)

- ・ 定期試験前後の一定期間等に、学校全体の部活動休養日を設ける。

(特別強化期間)

- ・ 中体連、中文連主催大会等に向けて特別強化期間等を設定する必要があると判断した場合は、少なくとも週1日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

(地域の行事)

- ・ 部活動活動日と地域の行事が重なった場合、地域の行事に参加しやすいように配慮する。

⑥ 活動の停止

(顧問不在時)

- ・ 顧問または部活動指導員の不在時の活動を原則禁止とする。やむを得ず活動を行う場合は、当番を決め巡回を行うなどの配慮を行い安全確保に努める。

(感染症の流行)

- ・ 学校内で感染症が流行した、もしくは流行の恐れがある場合は、活動を停止する。

(気象警報発令等生徒の安全確保が困難時)

- ・ 台風の接近や暴風警報の発令など、生徒の安全確保が困難な場合、活動を停止する。

(2) 学校管理下外での活動

① 学校外での活動

- ・ 校長は、顧問（生徒が部活動に所属していない場合は担任）に対し、個人として自らの技能の向上を目指し、学校外の団体に所属し活動している生徒については、その活動の実態を把握するよう指導する。

② 保護者会主催の活動

- ・ 校長は、保護者会が設置されている部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会を主催したりすることのないよう保護者の理解と協力を得る。

③ 部活動と同じ内容の学校管理下外の活動

- ・ 校長は、学校管理下外のスポーツクラブや地域芸術文化関係団体の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、学校の部活動とスポーツクラブの活動日・活動時間を合わせても、上記（1）の基準内の活動となるように、クラブ関係者、地域芸術文化関係団体関係者、保護者の理解と協力を得られるよう、顧問に対し指導する。
- ・ 校長は、スポーツクラブや地域芸術文化関係団体への部員の加入については必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰

困気になったりすることのないよう、関係者、保護者に理解と協力を得る。

【表】活動時間等について

| | |
|--------------------|---|
| 活動時間（日当たり） | <ul style="list-style-type: none"> ・平日：2時間程度 ・週休日等：3時間程度 |
| 始業前練習 | <ul style="list-style-type: none"> ・禁止 |
| 休養日（週当たり） | <ul style="list-style-type: none"> ・平日：1日以上 ・週休日：1日以上 |
| 休養日（連休中） | <ul style="list-style-type: none"> ・連休となる日数の3分の1以上の日数 |
| 休養日（長期休業中） | <ul style="list-style-type: none"> ・週あたり2日以上（原則週休日） ・ある程度長期の休養期間を設ける （連続した休養日の設定） |
| 保護者会主催の練習会 | 保護者会が単独で練習会を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る |
| 部活動と同じ内容の学校管理課外の活動 | 部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動とする |

3 部活動における事故防止について

(1) 活動場所の安全確保と健康状態の把握

(安全点検)

- ・校長は、顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。
- ・校長は、顧問に対し、AEDの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、AEDの使用方法については、顧問が確実に使用できるように努める。

(連絡体制整備)

- ・校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から顧問・生徒・学校とともに共通理解が図られるようにする。

(健康状態の把握)

- ・校長は、顧問に対し、生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を養護教諭、生徒本人及び保護者と確認しておくよう指導する。
- ・顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

(緊急時対応の整備)

- ・緊急時は消防署・医療機関との連携を適切に図るとともに、明確な記録を行う。

(2) 活動中に配慮すべき事項

(体調の確認と円滑なコミュニケーション)

- ・ 顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。
- ・ 顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

(天候等の考慮 WBGT 値)

校長は、顧問に対し、活動時の気象情報に十分留意し、下記の点について指導する。

- ・ 高温・多湿時において、部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT等により環境温度の測定を行うこと。また、活動中に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、迅速に対応する。

| | |
|------------|---|
| WBGT 31℃以上 | 原則として活動中止 |
| WBGT 28℃以上 | 参加する児童生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理の徹底 |

- ・ 雨天時等にやむを得ず活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
- ・ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

4 部活動の設置と大会への参加

(1) 部活動の設置

- ・ 校長は、生徒のニーズの多様化を踏まえ、性別や障がいの有無に関わらず、より多くの生徒のスポーツ・文化活動の機会の創出が図られる体制を地域と共に考える。
季節ごとに異なる活動を行うことや、大会成績への過度な志向ではなくレクリエーション志向で活動したりする等、体を動かす習慣の形成や文化活動に親しむ動機づけとなるものが考えられる。

(2) 合同部活動に関する考え方

- ・ 日常的な活動を共に行う合同部活動については、設置しない。
- ・ 大会、競技会等へ合同チームでの参加は、山形県中学校体育連盟や山形県中学校文化連盟の取り決めによるものとする。

(3) 生徒の引率

- ・ 他校生徒の代理引率及び代理監督については、山形県中学校体育連盟の取り決めにより認められる場合に認める。

(4) 地域との連携

- ・ 市は、スポーツ・文化の振興を図るため、スポーツ・文化環境の整備、充実に努める。

- ・ 天童市教育委員会は、社会教育に位置付けられる活動については、生徒のスポーツや文化活動が保障される範囲内で、学校体育施設開放事業等を推進する。その際、学校の負担が増加しないよう留意する。

(5) 大会参加等の見直し

- ・ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。
- ・ 大会参加は、移動等を考慮すると一日単位となることが多いため、月 2 回を越えない範囲での参加とする。
- ・ 天童市教育委員会は、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう大会等の見直しに向けた検討を主催者及び各種団体に要請する。